

株主各位

東京都港区南青山七丁目1番5号  
株式会社グローバルダイニング  
代表取締役社長 長谷川 耕造

## 第50期定時株主総会招集事項の一部修正について

当社第50期定時株主総会招集事項に一部修正がございますので、本ウェブサイトの掲載をもって下記のとおり修正内容をお知らせいたします。

### 記

#### 1. 修正の理由

当社第50期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、場所の定めのない株主総会の導入についての定款変更議案を上程いたしますが、当該変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日をもって効力が生じるものとしております。しかしながら本株主総会開催前に経済産業大臣および法務大臣の確認を受け当該要件を満たしたため、議案の当該要件に関する箇所を削除するものであります。

#### 2. 修正箇所（削除箇所に下線を付しております）

##### 【招集ご通知4ページ】

##### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が2021年6月16日付で施行され、上場会社において定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することが可能となりました。

当社といたしましては、感染症拡大又は大規模災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう変更案第13条2項を新設するものであります。

なお、本議案による定款一部変更は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日から効力を生ずるものとする附則を設けるものであります。

##### 【招集ご通知5ページ】

##### 2. 変更の内容

現行定款	変更案
第8章 附則 <u>(新設)</u>	第8章 附則 <u>(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)</u> 第4条 <u>第13条の変更は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、本条は、効力発生日をもって、これを削除する。</u>

以上